

令和元年5月23日

学校法人 昭和女子大学

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人 昭和女子大学

監事 山崎 日出男 ㊟

監事 山本 雅和 ㊟

監査報告書

私たちは、学校法人昭和女子大学の監事として、「私立学校法」第37条第3項及び「学校法人昭和女子大学寄附行為」第19条に基づき、学校法人昭和女子大学の平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）の業務並びに財産の状況について監査を実施しました。その結果について次の通り報告いたします。

私たちは、監査に当たり、理事会、評議員会、常勤役員会、その他重要な会議に出席したほか、理事等から業務の報告を聴取し、かつ重要な決裁書類等を閲覧するとともに主要な関係部署において業務の遂行及び財産の状況を調査いたしました。

また、会計監査人『あずさ監査法人』と連携し、「私立学校振興助成法」第14条第3項に基づく説明を受け、財産目録及び計算書類について検討を加えました。

さらに「学校法人昭和女子大学内部監査規程」第21条の規定に基づいて、監査室から、内部監査報告及び説明を受けました。

その結果、学校法人昭和女子大学の業務に関する決定執行は適切であり、不正の行為又は法令若しくは寄附行為等に抵触する重大な事実は認められませんでした。

財産目録及び計算書類は、会計帳簿の記載と一致し、法令及び寄附行為等に従い、収支状況及び財産状況を正しく表示しているものと認めます。

以上